

(別添1)

委託業務仕様書

1 業務名

徳島県ヤングケアラー支援体制強化事業に係る出前講座企画・運営業務

2 事業の目的

本業務は、小・中学校において、ケアラー当事者や支援関係者等による講演やグループワーク等の出前講座を開催し、他者への「共感的理解力」や、困ったときに助けを求め、支援を受けられる「受援力」を養うとともに、教員をはじめこどもに関わる大人が、支援が必要なこどもに「気づく」視点を増やすことを目的として実施する。

3 実施期間

契約締結の日から令和7年1月31日(月)までとする。

4 業務の内容

(1) 開催日時及び場所

次の5校において、それぞれ候補日時を各校と調整し、決定すること。

・八万南小学校 (徳島市八万町橋本 111 番地)

候補日時：令和6年11月1日(金) 午前

対象者：5、6年生児童生徒 187名、教職員 40名、保護者等 180名
計 400名

開催場所：体育館

備考：参観授業

・藍住東小学校 (徳島県板野郡藍住町勝瑞字成長 155-1)

候補日時：令和6年11月7日(木)、11月14日(木)、12月12日(木)
のいずれかの午後

対象者：6年生児童生徒 75名、教職員 35名 計 110名

開催場所：6年生教室、会議室、図書室

・羽ノ浦中学校 (徳島県阿南市羽ノ浦町宮倉沢田 154)

候補日時：令和6年9月3日(火)、9月13日(金)、9月17日(火)
のいずれかの午後

対象者：2年生児童生徒 153名、教職員 10名、保護者等 20名 計 183名

開催場所：体育館

備考：2学年の学年人権学習

・美馬中学校 (徳島県美馬市美馬町字谷ヨリ西 68)

候補日時：令和6年10月29日(火)、10月31日(木) のいずれかの午後

対象者：全学年児童生徒 142名、教職員 20名、保護者等 15名 計 177名

開催場所：体育館

備考：オープンスクール

・辻小学校（徳島県三好市井川町辻 53 番地 1）

候補日時：令和 6 年 9 月 26(木) 午後

対象者：教職員 12 名

開催場所：会議室又はランチルーム

備考：教員向け校内研修

(2) 児童生徒向け出前講座実施概要

①所要時間

1 時間から 2 時間程度

②内容

- ・ヤングケアラー当事者や支援団体による講演
- ・グループワーク【テーマ例：家族のケアをすることになったら】
自分はどう思うか、何ができるか。
ケアを担う状況が長引いたら、自分はどうするのか。
友人が家族のケアで困っていたら、自分は何ができるか。

(3) 教職員向け研修

①所要時間

1 時間程度

②内容

- ・県支援マニュアルをふまえた「気づき」の視点、支援のあり方について
- ・関係機関との連携について

(4) 企画・運営に係る業務

①開催前に係る業務

- ・企画・運営及び講師選定については事前に県と協議を行った上で開催校と十分に調整すること。
- ・使用する資料及び教材等は講師及び開催校等と相談の上準備すること。

②開催当日に係る業務

- ・進行、講師対応等、運営に係る業務の全てを行うこと。
- ・業務責任者を設定し、開催校と協力の上、適切に運営すること。

③開催後に係る業務

- ・児童生徒及び教職員にアンケートを実施し、とりまとめ結果を県に提出すること。
- ・講師謝金等、開催に係る全ての経費の支払事務を行うこと。

5 成果品

本業務の成果品として、次の物品を提出すること。

(1) 委託業務完了報告書

企画・運営及び講演内容等の詳細を記載すること。

(2) 収支精算書

(3) アンケートとりまとめ結果

6 経費等について

(1) 経費の内容

受託者は、本事業の実施に必要な経費を負担することとし、県は委託料以外の費用を負担しない。

また、受託者は、本事業に要する費用負担を受講者等の第三者に求めてはならない。資料代等の実費負担についても、同様とする。

(2) 対象となる経費

対象となる経費は、事業実施のために直接必要な経費に限る。

また、受託者の運営上必要とされる恒常的な経費は、本事業の経費の対象としない。

7 その他

(1) 業務責任者の配置

受託者は、当該業務を総合的に把握し、関係者等との調整を行う業務責任者として、類似業務の企画・運営に係る知識と経験を有する者を配置すること。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本事業を実施する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）、徳島県個人情報保護条例及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(3) 守秘義務

受託者は、本事業を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 再委託の制限

受託者が本業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ県に対して業務委託契約書において定める方法により、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等の事項を報告し、承認を得なければならない。

(5) 県への報告等

受託者は、事業の実施状況や進捗状況等、県の求めに応じて報告し、必要があれば書類を提出しなければならない。

県は、受託者による事業の実施が当該目的に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。

(6) 著作権等

成果品に係る一切の著作権は、徳島県に無償で譲渡する。

また、成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

(7) その他

本仕様書に定めのない事項及び業務実施中に生じた疑義については、県と受託者双方による協議の上、決定する。